

### <書評と紹介>根崎光男著 『生類憐みの世界』

安田, 寛子 / YASUDA, Hiroko

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Hosei-shigaku / 法政史学

(巻 / Volume)

66

(開始ページ / Start Page)

61

(終了ページ / End Page)

66

(発行年 / Year)

2006-09-30

味を考えていかねばなるまい。それはすなわち、北奥地域への諸郡建置の少なくとも史的前提をなすであろう延久合戦、ひいては防御性集落終焉の意味を考えることにもつながるはずである。またいっぽうで、郡とも「村」とも異なる「部」とは何であったのかについても、三浦氏や斉藤氏が指摘する防御性集落の地域的なまとまりとも照らして考えていく必要があるだろう。

以上、誠に要領を得ないコメントに終始してしまった。筆者の理解不足から各氏の意図するところを正確にお伝えできていない点も多々あるかと思われるが、ご海容を請う次第である。

本書においては多くの点で諸論者間の「違い」が浮き彫りにされた感があるが、研究の進化のためにはそれは歓迎すべきことであり、積極的にその意義を評価すべきであろう。東北・北方史研究者のみならず、歴史研究に携わるすべての方々にぜひご味読いただきたい一冊である。本書において示された数々の成果と課題をたたき台として、今後防御性集落研究がさらなる発展を遂げていかれることを祈念しつつ擲筆したい。

#### 註

- (1) 羽柴直人「安倍氏の『柵』の構造——交通遮断施設」の視点から——〔平泉文化研究年報〕四、二〇〇四年）、安倍氏の柵の構造(2)——居館としての柵——〔同〕五、二〇〇五年)。
- (2) 樋口知志「蝦夷と太平洋海上交通」〔日本史研究〕五一、二〇〇五年)。
- 〔二〇〇六年八月刊 三〇四頁 七〇〇〇円＋税 同成社〕

書評と紹介

根崎光男著

### 『生類憐みの世界』

安田 寛子

本書の著者根崎光男氏は、法政大学人間環境学部教授として、日々教育と研究に取り組まれている。そのなかで著者が留意するのは、先人の環境や環境問題との関わり、環境対策への知恵を探り、その環境破壊や環境管理などのメカニズムを、政治・経済・社会の問題とリンクさせて考えることができるようにしようということである。著者が本書において「生類憐みの令」を取り上げるのも、昨今の稀少動物の保護の問題や、鳥獣害への対応の問題などを解決していくための一助として、今一度人間と動物との関係を考えてもらいたいという意図がある。

「生類憐みの令」は、江戸幕府五代將軍の徳川綱吉政権下で触れられた法令として、誰もが知っているが、一般には悪政の典型として捉えられることが多い。しかし、現在の研究状況では、その事実関係や歴史の評価は、必ずしも定まっているとはいえない。本書はそのような状況を打開し、「生類憐み」という政策を持つ、政治的・社会的意味を問い直すことを目的としている。ただし、従来の「生類憐みの令」という視点では、法令に表れない生類憐み関連の施策を見失ってしまう可能性があると著者は指摘する。つまり、放鷹制度の縮小・廃止や鉄砲改め、捨て牛馬・捨子の禁

止、生類の保護と食規制、害鳥の駆除、生類の解き放しなど、「生類憐み」のために実施された具体的な諸政策のことである。そこで著者は、これら一連の施策を「生類憐み政策」と総括し、これらを国家統治上の重要施策として捉え直し、それらの地域社会への影響を考えながら、この問題に迫ろうとしている。

以下、まず本書の構成を記し、次にその概要を紹介していく。

#### 第一章 綱吉政権の成立

##### 第二章 綱吉政権の初期政治

##### 第三章 生類憐み政策のはじまり

##### 第四章 鷹遣いの停止と鳥類保護

##### 第五章 犬改めと犬小屋の設置

##### 第六章 捨て牛馬・捨て子対策―弱者への眼差し

##### 第七章 諸国鉄砲改めと穢れ意識

##### 第八章 人の生活と生類保護

##### 第九章 生類憐み政策と天皇・公家

##### 第十章 綱吉の死と生類憐み政策の動向

第一章では、綱吉政権が將軍専制実現のために、新参の幕臣や旧館林藩家臣の一部を重用したこと、また、側用人政治と称される政治状況を創り出したことを指摘する。

第二章では、綱吉がその初期政治のなかで、生類に関わる政治をどのように行ったかを考えるためとして、鷹の問題が取り上げられている。鷹儀礼は国家の政治制度に深く組み入れられ、容易に撤廃することはできないものだった。しかし、綱吉が將軍に就任した直後、鷹匠派遣による鷹狩りが中止されている。これは家

綱への服喪と忌引きによるもので、一年限りの特例であったが、幕府はこれを勸農に生かし、農村復興の手当とした。そして、農民保護につながる「仁政」の実現を目指し、幕府財政の基盤を担う幕領統治機構の刷新を図った。その後、放鷹制度は縮小されていくが、特に鷹役人削減については、儉約目的のみならず、綱紀肅正や風俗矯正をも推進しようとしたものであると指摘している。また、秩序ある社会への立て直しと人々の意識改革を図り、儒教思想を積極的に取り入れ推進していったことに、綱吉政権の初期政治の特色があるとする。

第三章では、生類憐み政策の始期について論じている。しかし、単に生類の保護や殺生禁止を明記した法令を「生類憐みの令」とみなすと、その内容は拡散して収拾がつかなくなるとして、始期の特定には、「生類憐み」概念の成立を分析する必要があると指摘する。そこで著者は、綱吉政権の初期政治における「生類」に関わる諸政策を分析し、それらが「生類」愛護よりはむしろ、当時の悪弊是正策の一つとして展開されたものだとする。それが、綱吉政権の問題意識の高まりから「生類」愛護の部分だけがひとり歩きし、「生類憐み」概念をまといながら、より強権を発動してその徹底を期したのが生類憐み政策であったという。そして、これが綱吉政権の統治上の中心的な政策となっていくのだとする。さらに、「生類憐み」文言に着目して分析を進め、結果、生類憐み政策の始期を貞享元年（一六八四）五月頃と導き出す。そして「生類憐み」観念は、仏教の殺生禁断や神道・儒教の穢れの承譜を引きつつ、この期の社会のありように規定されて創出され、その政

策は綱吉政権が目ざした「仁政」実現のための社会悪是正策の象徴としての意味を持つものとなったと指摘するのである。

第四章では、まず幕府の鷹遣い停止に対する諸藩の対応を検討し、全体的に見れば幕府方針に追随する傾向が顕著ながら、基本的には藩の主体性に任されていたとしている。ここで興味深いのは、綱吉政権が鷹狩りよりも勢子などを使って鳥獣を追い立てるような、人が直接捕獲・殺生する形の狩猟行為を忌避していたという指摘である。次に、生類憐み政策の象徴的な対策の一つとして、江戸周辺地域での鶴の放し飼いを取り上げる。放し飼いされた鶴は、幕府役人の管轄のもとで地域ぐるみの保護が実施されていた。一方で、鳥類の生息を脅かし、人にも害を及ぼす害鳥の駆除の問題があった。しかし、生類憐み政策下では害鳥といえども殺せないため、鷹や鳥などの害鳥は多額の費用をかけて巢払い・生け捕りを行い、その後放鳥されていた。これは鳥獣害対策の一端であるが、同時に慈悲の行為を示すものでもあったとしている。

第五章では、犬改めと犬小屋について述べている。当時、無頼の徒による犬殺しや食犬などといった残酷な行為が横行していた。また、都市人口の急増によって犬も増加し、犬害が深刻な社会問題と化していた。捨て犬の横行もこれを助長していた。このような状況への対策として、綱吉政権では犬愛護・生類愛護が叫ばれたのである。しかし、生類愛護の法令を繰り返しても、犬への虐待は絶えることがなく、そのために実施されたのが、犬改めによる犬の登録制度だった。さらに法令の内容も、より細かい規制へと強化されていくのだが、その一方で江戸の町では犬愛護令

を揶揄する風潮が助長されていき、犬殺し・捨て犬などの犯罪が減少することはなかった。幕府による犬小屋の設置は、そのような現状を打開するための処置だったが、多額に及ぶその費用は、江戸の町々や周辺農村から上納させたため、人々の不満も非常に強かった。諸藩では、幕府の生類愛護の方針に追随する動きを加速させていたが、なかでも金沢藩江戸屋敷内で井戸に落ちた狐の処置について、幕府から問題視された時の藩側の対応は興味深い。狐をすぐに引き上げなかったことを咎められたのだが、藩側ではそうできなかった理由に、その場にいた者が忘中であったことをあげて対応した。つまり、「生類憐み」は幕府の政策であり、これに関わる活動は「公儀御用」である。そのため、穢れを伝染させないよう、「生類憐み」の活動に携わるのを憚ったのだという論理を展開して幕府側に対応したというのである。動物の死そのものが穢れであることを考えれば、苦しい言い訳にも聞かえるが、生類憐み政策を「公儀御用」とする認識には興味深いものがある。

第六章では、捨て牛馬や捨て子などに対する政策について述べている。農民にとって牛馬は農耕に不可欠であるばかりでなく、輸送手段としても有用で、また武士にとっても馬は軍用・輸送用として必要とされるものだった。しかし、ひとたび病を得てしまうと、その治療や養育には出費も嵩むため、当時、病牛馬は遺棄されてしまう風潮が蔓延していた。また斃死牛馬の遺棄も横行していた。そうした社会状況への対策として、綱吉政権が取った手段が犬改めと同様の馬改めであり、登録制度であった。捨て馬などがあれば支配領主から幕府老中や大目付にまで届け出ることが

義務づけられ、違反者には厳罰で臨むという徹底ぶりだったという。生類憐み政策は、このような動物への過度な愛護のために、古くから批判の対象とされてきた。しかし、綱吉政権が憐みの目を向けたのは動物ばかりではなく、人に対しても同様であったことを看過してはならない。生活困窮者である被差別民への施行米支給、入牢者の待遇改善、そして病人や子供を捨ててることを防止するための対策などは、人々の道徳意識を高めさせ、より良い社会を実現することを旨とした政策として評価される。また当時、捨て子を子殺しよりも軽く見る風潮があったが、綱吉政権では両者ともに重罪に処した。この方針が、その後の政権にも継承されたとの指摘は、綱吉政権の功罪を考える時の重要な要素となろう。

第七章では、全国を対象に実施された諸国鉄砲改めについて述べている。これについては塚本学氏が、綱吉政権期にはまだ村々に多数の鉄砲が存在したことを明らかにした上で、諸国鉄砲改めは「人民武装解除策」としての意味を持ったと指摘している（「生類をめぐる政治―元禄のフォークロー―」）。しかし著者は、鉄砲改めの後も町村にはさまざまな用途の鉄砲が残存すること、また一旦取り上げた鉄砲を返却する事実があることから、幕府は民衆にとって必要不可欠な鉄砲の所持・使用は禁じておらず、鉄砲改めは不要な鉄砲を取り上げ、町村に残すべき鉄砲を改めて幕府の掌握下に置こうとしたものだったと指摘している。つまり綱吉政権の諸国鉄砲改めは、生類憐み政策の一環として残酷な殺生を防止するために実施されたものであり、「人民武装解除策」とは捉えられないとしている。さらに綱吉政権下では鉄砲使用の有無

に関わらず、生類の殺生事件を一元的に把握し、処分の是非の裁可まで実施していることから、その権力の強大性を指摘し、それが藩権力を弱体化させることにもなったとしている。

第八章では、綱吉政権が漁師や猟師の生業や殺生のすべてを否定したわけではなく、一般民衆が活きた魚鳥を殺して食べることや獣類の食肉を禁じている点に着目し、生類憐み政策の背景には、儉約の奨励や殺生を野蠻視することの他、死や血の穢れを忌避する思想や信条があったのではないかと指摘する。また、魚鳥類の食規制や生類の飼育・商売への規制強化を実施する一方で、大々的な生類の解き放し、すなわち放生を行っており、これにより、殺生の罪から逃れ、その穢れを払拭しようとしたと指摘する。

第九章では、これまでほとんど言及されることのなかった生類憐み政策と天皇・公家との関係について論じられ、天皇・公家が全面的には幕府法のもとにはなく、朝廷法ともいえるべきものが機能していたことを指摘する。天皇や公家は生類憐みに関わる幕府法を御料や知行所村々に触れたり、幕府との贈答儀礼の一部に影響を受ける程度で、天皇・公家側から生類憐み政策に主体的に関わろうとはしていなかったのである。一方、綱吉政権側では一貫して、天皇家への礼を重視する政策を推進していたとする。

第十章では、綱吉死後の生類憐み政策の動向について述べている。近年、綱吉の死後生類憐み政策は瓦解した、あるいは中身の骨抜きによって終息したとする見解が示されているが、著者はこれを否定し、生類憐み政策は撤廃されたわけではなく、自然消滅と捉えるのが妥当だとする。その理由に、家宣政権が「生類憐み」

方針の継続を全国に宣言していること、その残滓が全国のいくつかの藩の政治のなかに適用・維持されていたと考えられることなどをあげている。また著者は、吉宗政権において綱吉政権の生類憐み政策がいくつも受け継がれていることに着目する。しかし、その根底にあったのは綱吉政権が示した「生類憐み」の精神ではなく、放鷹制度の復活にともなう関東の鷹場環境の保全や江戸周辺地域の治安維持という目的であった。綱吉政権は生類憐みを強制することで全国統治を進めたが、吉宗政権は武威の象徴である鷹狩りを復活させ、將軍の権威や武威を示すことで政権の立て直しを図ろうとしたのだと指摘する。

以上、本書の概略について述べてきたが、「生類憐み」観念について仏教・神道・儒教など幅広い分野から考察し、また、これまであまり言及されてこなかった天皇や公家との関わりを実証的に究明するなど、実に興味深い内容となっている。さらに、これまでの通説に対する批判も実証的に展開され、綱吉政権の始まりから綱吉死後の動向まで、生類憐み政策の全体像を見通すことのできるすぐれた労作である。綱吉政権と生類憐み政策について、改めて考え直す機会を与えられた思いであるが、同時に、人と動物との関わり方の難しさを痛感させられた。環境問題ばかりではない。動物虐待や過度な動物愛護が重大な犯罪に結びつくこともある。人と動物がごく自然に向き合える社会こそ求められ、それこそが、現代の私たちに与えられた課題であろう。

〔二〇〇六年四月刊 二四一頁 二五〇〇円＋税 同成社〕

## 例会発表要旨

### 関東地方における弥生中期後半の集団様相

— 方形周溝墓と土器棺墓の検討を中心として —

林 純子

弥生時代中期後半の関東地方には、方形周溝墓を中心に、土器棺墓や土壙墓、木棺墓など様々な墓制が見られる。中でも、方形周溝墓は弥生時代の代表的な墓制として認識されているが、方形周溝墓と他の墓制との関係については見過ごされてきた。そこで、本報告では、方形周溝墓と検出例が比較的多い土器棺墓に着目し、弥生時代中期後半の関東地方において、主に方形周溝墓を採用する地域として神奈川県を、土器棺墓を採用する地域として神奈川県を、方形周溝墓と土器棺墓が混在する地域として千葉県を取り上げ、この三地域を比較することで、墓制の融合の状況を把握し、墓制から当時の集団様相の復原を試みた。

まず、各地域における方形周溝墓と土器棺墓の在り方を概観する。宮ノ台式土器の分布圏である神奈川県では、方形周溝墓が鶴見川流域で二百三十基以上検出されている。そのうち土器棺を伴うものは、歳勝土遺跡の二基と折本西原遺跡の一基のみである。三基とも周溝内より土器棺を検出しており、土器棺は方形周溝墓に付随するものと捉えられる。

茨城県では、弥生中期後半に遡る方形周溝墓は認められず、土器棺墓を主な墓制としている。土器型式では足洗式土器分布圏にあり、土器棺の使用土器もすべて足洗式土器であった。当該期の土器棺墓は、足洗遺跡、柳沢遺跡、国神遺跡などで確認されており、足洗式土器分布圏の広範囲に分布している。茨城県における土器棺墓は、一基ずつ土壙内に埋置されており、特に二個体以上の土器を棺身と蓋として用いる合口土器棺では甕を中心に器種の選択が為されていた。また、土器棺の底部に穿孔を施すことが多いという特徴も見受けられた。

千葉県は、土器型式では神奈川県と同じ宮ノ台式土器分布圏であり、方形周溝墓が群をなして構築されている状況が同様に確認できるが、墓制の様相は異なる。足洗式土器分布圏に近接する印旛沼西岸地域の南羽鳥タダメキ第二遺跡では、土器棺墓が墓制の主体として営まれ、方形周溝墓は客体的な様相を呈する。しかし、土器棺に宮ノ台式土器を使用しているものがあり、足洗式と宮ノ台式の文化が融合している状況が認められた。また、道庭遺跡では、底部穿孔のある足洗式の壺を用いた壺棺墓が方形周溝墓の周溝内より検出されており、足洗式の影響が窺える。対して、千葉県南部においては、方形周溝墓が列状に営まれる中に土器棺墓が散見される。しかし、南総中学遺跡で北関東系の甕を用いて周溝外に土器棺墓を営んでいる例があり、足洗式土器分布圏の土器棺墓の影響が及んでいたことが指摘できよう。

三地域を概観してきたが、さらに、両墓制の葬制を検討するために、土器棺の棺部に使用された土器の残存高と頸径を計測した。